

新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金

新潟市では、若者の市内就労の促進と企業の人手不足の解消を目指し、**奨学金の返済を抱える新規学卒者等の経済的負担を諸手当等により支援する企業**に対し、**諸手当等の一部を支援します。**

今、大学生の
49.6%が
奨学金を利用

補助対象者

以下の条件をすべて満たす事業主

- ① 新潟市内に本社、本店があり、かつ、市税に未納がない中小企業等であること
- ② 支援対象者への支援制度を設け、奨学金返還のための金銭を給付していること
(独立行政法人日本学生機構等への代理返還制度を含む) 拡大

支援対象者

以下の条件をすべて満たす方

- ① 雇用期間の定めがなく、補助対象者において正社員として雇用されたこと
(補助対象者の支援制度創設前に採用された従業員も対象に含む) 拡大
- ② 雇用を開始した日における年齢が30歳未満であること
- ③ 奨学金を返還中であるか、返還予定が確定していること
- ④ 新潟市に在住し、かつ、勤務先が新潟広域都市圏内であること、または、新潟市以外の新潟広域都市圏内に在住し、かつ、勤務先が新潟市内であること
※ 新潟広域都市圏：新潟市、三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、弥彦村
- ⑤ 各年度の末日（3月31日）において、申請時と同じ補助対象者に雇用されていること など

※これまでは支援制度創設後に採用された従業員が対象

補助額等

補助額は、当該年度中に支払った以下の①、②のいずれか低い額に補助率（1/2）を乗じた額（会計年度の補助金上限額10万円、補助対象期間最大7年、補助対象期間における補助金上限額40万円）

- ① 支援対象者が返還した奨学金の額
 - ② 補助対象者が支援制度に基づき給付した額
- ※代理返還の場合は、返済額に補助率を乗じた額

年度における補助金額（例）

	従業員の返還額	企業の手当額	新潟市補助額
ケース1	22万円	22万円	10万円
ケース2	20万円	16万円	8万円
ケース3	12万円	15万円	6万円

申請時に必要な書類

申請期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

- ① 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 支援制度に係る内部規定等の写し
- ③ 支援対象者の雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- ④ 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑤ 支援対象者の住民票の写し
- ⑥ 支援対象者の奨学金の返還額等が分かる書類
- ⑦ 市税の未納がないことを証明する書類
- ⑧ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書



<お問い合わせ先> 新潟市役所経済部雇用・新潟暮らし推進課 電話：025-226-2149
住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル5階 MAIL：koyo@city.niigata.lg.jp
URL <https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shigoto/sokushin/shurousokushin/syougakukinn.html>